

○福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成6年3月30日条例第27号）

○福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例

平成6年3月30日条例第27号

改正

平成7年9月29日条例第10号

平成8年12月20日条例第9号

平成10年5月14日条例第1号

平成14年3月27日条例第52号

平成28年7月25日条例第1号

福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第6項の規定に基づき、福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における同条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（選挙運動用自動車の使用の公営）

第2条 福知山市議会議員及び福知山市長の選挙においては、候補者は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により福知山市に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者を經營する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、福知山市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（公費の支払）

第4条 福知山市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

（1） 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）

である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（公費負担の限度額）

第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

（福知山市行政手続条例の適用除外）

第7条 この条例の規定による処分については、福知山市行政手続条例（平成8年福知山市条例第9号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

（委任）

第8条 この条例に規定するもののほか、第4条の支払の請求の手続その他第2条の規定の適用に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成7年9月29日条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成8年12月20日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年 5月14日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成14年 3月27日条例第52号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則（平成28年 7月25日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。